

ニセコ町景観条例施行規則(平成16年規則第15号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○ニセコ町景観条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年10月1日 規則第15号</p> <p>（区画形質の変更）</p> <p>第22条 条例第28条第4号の区画形質の変更とは、切土、盛土又は整地等の造成工事により土地に対して物理力を行使する行為で、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。</p> <p>(1) 切土をする行為であって、当該切土の高さが30センチメートルを超えるもの</p> <p>(2) 盛土をする行為であって、当該盛土の高さが30センチメートルを超えるもの</p> <p>(3) 切盛土をする行為であって、当該切盛土の合計の高さが30センチメートルを超えるもの</p>	<p>○ニセコ町景観条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年10月1日 規則第15号</p> <p>（区画形質の変更）</p> <p>第22条 条例第28条第4号の区画形質の変更とは、切土、盛土又は整地等の造成工事により土地に対して物理力を行使する行為 <u>又は土地の利用状況を変更する行為</u>で、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。</p> <p>(1) 切土をする行為であって、当該切土の高さが30センチメートルを超えるもの</p> <p>(2) 盛土をする行為であって、当該盛土の高さが30センチメートルを超えるもの</p> <p>(3) 切盛土をする行為であって、当該切盛土の合計の高さが30センチメートルを超えるもの</p> <p><u>(4) 土地利用の用途を変更する行為</u></p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>